

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払います。

記

1 売払物件

別紙「令和6年度第1回期間入札売払物件一覧表」のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に当たります。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者。

(3) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 入札の条件等

入札者は、入札物件が物件調書等に記載された内容であることを了承のうえ、入札に参加するものとします。また、売買契約に当たっては、売買物件が物件調書等に記載された内容であることを了承のうえ、買い受ける旨を特約条項として契約書に付します。

4 入札受付期間及び開札の日時・場所

(1) 入札受付期間・提出先

期 間 令和6年4月30日（火）午前9時から
令和6年5月15日（水）午後5時まで（必着）
（ただし、土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く）

提出先 〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階
東北財務局管財部統括国有財産管理官3 （電話）022-224-5671

(2) 開札の日時・場所

日 時 令和6年5月23日（木）午前10時から
場 所 東北財務局 第一会議室（仙台合同庁舎B棟7階）

5 案内書（入札要領、契約書（案）、入札書等）の配布及び物件詳細の問合せ先

公示日から令和6年5月15日（水）までの間、次の場所において行います。

- 東北財務局管財部統括国有財産管理官3（宮城県内）
宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階 （電話）022-224-5671
- 東北財務局青森財務事務所管財課（青森県内）
青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎3階 （電話）017-722-1477
- 東北財務局盛岡財務事務所管財課（岩手県内）
岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎4階 （電話）019-625-3354
- 東北財務局秋田財務事務所管財課（秋田県内）
秋田県秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階 （電話）018-862-4205
- 東北財務局山形財務事務所管財課（山形県内）
山形県山形市緑町2-15-3 山形第二地方合同庁舎2階 （電話）023-641-5176
- 東北財務局福島財務事務所管財課（福島県内）
福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎5階 （電話）024-535-0304

6 入札方法等

（1）入札保証金の納付等

- ① 入札保証金は、各自入札書に記載する金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、財務局・財務事務所から交付を受けた所定の「振込依頼書」を用いて、財務局の指定する口座に令和6年5月15日（水）までに現金により振り込むものとします。
- ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者があらかじめ指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還します。
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の返還を留保します。ただし、落札者の決定を留保した当該物件について、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申し出があった場合には、入札保証金を返還します。
- ③ 入札保証金には、利息を付しません。

（2）入札方法

入札は、上記5から配布を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書（2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）を郵送用封筒に入れて、「東北財務局管財部統括国有財産管理官3」あて、簡易書留郵便により送付して申し込むものとします。

また、上記4の（1）の期間であれば、午前9時から午後5時までの間は、東北財務局管財部統括国有財産管理官3に持参することもできます（土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く）。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできません。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札（「入札要領」参照）は無効とします。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係る全ての入札参加者へその旨通知します。排除要請の有無の確定後、警察当局から排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、全物件の開札終了後直ちに「くじ」によって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者が代理でくじを引きます。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、くじ引きを留保します。排除要請の有無の確定後、警察当局から排除要請が行われなかった場合は、くじ引きを行い落札者を決定します。排除要請が行われた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、排除要請が行われなかった者でくじ引きを行い落札者を決定します。落札候補者全てに排除要請が行われた場合は、当該落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

9 契約の締結及び契約不履行

- (1) 落札者は、契約締結の際に、暴力団排除に関する誓約書（様式は、「国有財産一般競争入札案内書」に掲載。）を提出してください。

落札者との売買契約の締結は、令和6年6月21日（金）までに、各物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所において行います。

また、落札者の決定を留保した場合の売買契約締結等期限については、落札者として決定した者に別途通知します。

- (2) 誓約書を提出されない場合には契約締結は行わず、入札保証金は国庫に帰属します。

また、誓約書を提出のうえ、期限までに契約を締結しない場合にも、入札保証金は国庫に帰属します。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

1.1 売買代金の支払い方法

(1) 物件番号 101、106、109、110、112、122、123、125、126 以外の物件

① 売買契約と同時に全額を納付する方法

契約締結時に、売買代金と入札保証金との差額を納付してください。

② 契約保証金を納付し、20日以内に納付する方法

売買代金の100分の10以上（円未満切上）の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する「納入告知書」により、契約締結の日から20日以内に納付してください。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。この場合、契約締結日までに契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。

なお、売買代金の納付が行われなかった場合には、契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属します。

(2) 物件番号 101、106、109、110、112、122、123、125、126 の物件

売買代金の100分の10以上（円未満切上）の契約保証金を納付し、売買代金の全額を国が発行する「納入告知書」により、契約締結の日から20日以内に納付してください。

ただし、物件番号106については、国が発行する「納入告知書」が2通になります。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。この場合、契約締結日までに契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。

なお、納付済みの契約保証金は、売買代金全額の納付が確認された後に返還しますが、売買代金の納付が行われなかった場合には、契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属します。

(注) 契約保証金は、現金の持参又は落札後に財務局・財務事務所から交付される所定の「振込依頼書」を用いて、財務局等の指定する口座への振込により納付してください。

1.2 現地説明

現地説明は行いません。

ただし、次の建物の内覧を希望する方は、[令和6年5月14日(火)]までに物件の所在地を管轄する財務事務所にお申し出ください。

物件番号118 (秋田県所在) : 東北財務局秋田財務事務所管財課
(電話) 018-862-4205

1.3 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに東北財務局のホームページにおいて公表します。

- ・所在地
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を東北財務局のホームページにおいて公表します。

- ・ 所在地
- ・ 登記地目
- ・ 面積
- ・ 応札者数
- ・ 開札結果
- ・ 不落等随契の有無
- ・ 契約年月日
- ・ 契約金額
- ・ 契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・ 契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・ 価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）
- ・ 都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

14 その他

(1) 入札者は、本公示書のほか、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解のうえ、入札に参加してください。

(2) 契約不適合に係る取扱いについては、「国有財産一般競争入札案内書」に記載しています。

(3) 入札参加者の開札時における出席は自由ですが、入札参加者及びその関係者以外の方は開札会場への入場はできません。

以上 公示します。

令和6年4月12日

東 北 財 務 局

令和6年度第1回期間入札売払物件一覧表

1. 入札保証金は、入札金額の100分の5以上に相当する金額となります。
2. 物件番号118は、建物に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)が課税されるため、最低売却価格に消費税等が含まれています。入札にあたっては、入札書に消費税等相当額(10%)を含めた金額を記載してください。

物件番号	所在地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格 (円)
101	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘1-21-73	土地	雑種地 (宅地)	167.79	二種中高層	60 / 200	3,120,000
102	宮城県石巻市中央1-183-1	土地	宅地 (宅地)	173.04	商業	80 / 400	2,230,000
103	宮城県気仙沼市最知北最知1-3	土地	宅地 (宅地)	3,030.97	指定なし	70 / 200	48,400,000
104	宮城県東松島市小松字池の内112 外4筆	土地 工作物	雑種地 (宅地) 諸標	5,060.55 一式	調整区域	70 / 200	18,400,000
105	宮城県東松島市みそら2-3-4	土地	宅地 (宅地)	625.04	工業	60 / 200	7,090,000
106	宮城県柴田郡大河原町字高砂町2-23 外1筆	土地	宅地 (宅地)	1,371.18	準工業	60 / 200	31,500,000
107	青森県青森市中央4-394-123	土地	宅地 (宅地)	2,211.43	一種住居	60 / 200	73,600,000
108	青森県八戸市大字田面木字中村60	土地	雑種地 (宅地)	5,889.43	調整区域	60 / 200	4,360,000
109	青森県八戸市是川5-13-10	土地	宅地 (宅地)	338.63	一種低層	50 / 80	4,080,000
110	青森県五所川原市松島町5-7-2	土地	宅地 (宅地)	392.83	一種低層	50 / 80	1,550,000
111	青森県むつ市大字関根字高梨川目73-2	土地	宅地 (宅地)	634.72	指定なし	70 / 200	1,590,000
112	岩手県花巻市天下田69-7	土地 工作物	雑種地 (宅地) 困障ほか	9,724.46 一式	指定なし	70 / 200	14,800,000
113	岩手県一関市花泉町花泉字東鹿野49-1 外1筆	土地	宅地 (雑種地ほか)	2,062.57	都市計画外	- / -	4,500,000
114	岩手県一関市山目字沢内65-3	土地	宅地 (宅地)	825.33	指定なし	70 / 200	3,030,000
115	岩手県岩手郡雫石町上野二ツ森6-10	土地	宅地 (宅地)	353.75	指定なし	70 / 200	1,610,000
116	秋田県秋田市千秋中島町30-3	土地	宅地 (宅地)	200.75	二種中高層	60 / 200	10,400,000
117	秋田県秋田市千秋中島町845-7 外1筆	土地	雑種地 (宅地)	259.79	一種住居	60 / 200	6,600,000
118	秋田県能代市元町93	土地 建物	宅地 (宅地) 事務所建	229.68 174.75/546.91	商業	80 / 500	531,275
119	秋田県湯沢市愛宕町1-75-2	土地	宅地 (宅地)	1,062.03	近隣商業	80 / 200	8,830,000

物件 番号	所在地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格 (円)
120	山形県米沢市大字下新田字広野435-2 外4筆	土地	宅地 (宅地ほか)	13,420.22	指定なし	70 / 200	30,000,000
121	山形県鶴岡市三光町2-20 外1筆	土地 工作物	宅地ほか (宅地) 囲障	338.85 一式	二種中高層	60 / 200	7,080,000
122	山形県鶴岡市井岡字和田332-5	土地	宅地 (宅地)	174.50	調整区域	70 / 200	1,370,000
123	山形県酒田市北新町2-59-2 外2筆	土地 工作物	宅地見込地 (原野ほか) 諸標	475.62 一式	準工業	60 / 200	876,000
124	山形県新庄市沼田町220-2 外3筆	土地	宅地 (宅地)	2,344.77	商業	80 / 400	22,300,000
125	福島県福島市本内字南河原22-2 外1筆	土地	雑種地 (宅地)	392.30	調整区域	70 / 200	2,810,000
126	福島県須賀川市古屋敷61-6	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障	191.10 一式	一種住居	60 / 200	1,670,000